

# 建築基準法の見直しに関する検討会 における検討内容について

# 建築基準法の見直し検討会の概要

## 設置目的

建築基準法等に基づく制度のあり方についての検討を進めるため、国土交通省に「建築基準法の見直しに関する検討会」を設置する。

## 検討テーマ

以下の内容について討議を行い、必要な事項について法改正を検討する。

- ①構造計算適合性判定制度の対象範囲    ②建築確認審査に係る法定期間    ③厳罰化    ④その他

## 検討経緯

日付	回	内容
平成22年3月8日	第1回	検討会の進め方について 等
4月1日	第2回	各委員意見発表
4月15日	第3回	
4月26日	第4回	
5月26日	第5回	意見交換（適判制度）
6月11日	第6回	意見交換（法定期間・厳罰化）
6月16日	第7回	意見交換（その他全般）
6月30日	第8回	意見交換（適判制度）
8月5日	第9回	意見交換（適判制度 等）
9月13日	第10回	中間とりまとめ案を審議
10月19日	第11回	検討会とりまとめ（座長案）を審議
12月17日		検討会とりまとめ等の公表

## 委員

### 【座長】

深尾 精一 首都大学東京 都市環境学部都市環境学科教授

### 【委員】（五十音順）

秋山 一美 (社) 住宅生産団体連合会建築規制合理化委員会委員長  
 浅田 行則 大阪府住宅まちづくり部建築指導室審査指導課長  
 岡和田喜久雄 (株) 都市居住評価センター構造適合性判定事業部構造適合性判定部長  
 尾島 勲 (社) 日本設備設計事務所協会会長  
 乗松昭一郎 福岡県建築都市部建築指導課長  
 木原 碩美 (社) 日本建築構造技術者協会会長  
 来海 忠男 (株) ブランテック総合計画事務所代表取締役所長  
 久保 哲夫 東京大学工学系大学院研究科建築学専攻教授  
 桑原 耕司 建築基準法再改正を実現する会代表  
 齋藤 拓生 弁護士・日弁連消費者問題委員会土地住宅部会幹事  
 櫻井 敬子 学習院大学法学部教授  
 重田 尚宏 全国建設労働組合総連合東京都連合会東京土建一般労働組合渋谷支部  
 住まいと建築の設計者連絡会会長  
 鈴木 祥之 立命館大学 立命館グローバル・イノベーション研究機構教授  
 角 秀洋 (社) 日本損害保険協会業務部会委員  
 高野 雅司 日本ERI(株)確認検査本部顧問  
 谷合 周三 弁護士・欠陥住宅関東ネット事務局長  
 東條 隆郎 (社) 日本建築家協会副会長  
 橋爪 啓文 パナソニック(株)本社施設管財グループチームリーダー  
 細澤 治 (社) 建築業協会生産委員会設計部会構造分科会委員  
 牧村 功 (社) 建築設備技術者協会企画・広報委員長  
 三栖 邦博 (社) 日本建築士事務所協会連合会会長  
 峰政 克義 (社) 日本建築士会連合会副会長  
 山本 利徳 旭化成エンジニアリング(株)エンジニアリングセンター土木建築部長  
 脇出 一郎 横浜市建築局指導部建築企画課長

# 建築基準法の見直し検討会とりまとめの概要

		制度見直しを求める意見	左記見直し方向に対する意見
構造計算適合性判定制度のあり方について	構造計算適合性判定制度の対象範囲について	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定の資格者の関与等一定の条件に該当する場合に不要（またはサンプル調査）とすること</li> <li>比較的容易な構造計算による場合は不要とすること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第三者確認の制度趣旨やエンドユーザー保護の観点等から見直すべきでない</li> <li>審査側に要求される審査能力を踏まえ、対象範囲を見直す必要性を議論すべき</li> </ul>
	<p><b>【結論】</b> ○各構造計算ルート of 審査の難易度に対応して対象外とできる範囲等を技術的検討を行う委員会を設置して精査する ○当該技術的検討結果を踏まえ、透明性の確保に配慮しつつ制度見直しを検討する</p>		
	構造計算適合性判定制度の実施方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>適判機関が同一案件の建築確認及び構造計算適合性判定をワンストップで処理できるようにすべき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ワンストップ化による審査期間短縮効果は小さく、異なる組織によるダブルチェックを堅持すべき</li> <li>第三者性・必要な審査能力が確保される体制整備・役割分担等を前提とすべき</li> </ul>
	その他の意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>エキスパンションジョイントで接続された建築物の取扱を合理化すべき</li> <li>構造計算大臣認定プログラム制度は必要ない（ただし存続させることによる問題点は不明確）</li> <li>伝統的構法関連の課題に関連の委員会の検討成果を踏まえ対応すべき</li> </ul>	<p><b>【結論】</b> ○所要の第三者性・審査能力の確保可能性等について検証した上で判断する</p>
建築確認審査の法定期間について	<ul style="list-style-type: none"> <li>適判対象案件についても上限を70日→35日とすべき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>最大限延長可能な期間を変える必要はない</li> <li>運用改善後の実態が明らかとなった段階で検討すべき</li> </ul>	
<p><b>【結論】</b> ○運用改善後の実態等を踏まえ法定期間の短縮について検討する ○審査側・申請者側の対応期間の内訳を含め、確認審査に要する期間の実態を開示することを検討すべき</p>			
厳罰化について	<ul style="list-style-type: none"> <li>性善説に立ち設計側に対するチェックを緩和するのであれば信頼を裏切った者は、より厳罰に処すべき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>罰則は十分強化されている</li> <li>業務停止等行政処分による制裁強化で対応すべき</li> <li>事前チェック機能や資格者の資質確保強化の方が有効</li> </ul>	
<p><b>【結論】</b> ○罰則の引上げの是非は他制度の水準を考慮しつつ、行政処分による制裁強化を通じた不正発生防止と併せて検討すべき</p>			
その他の主な指摘について（制度的検討が不十分のため、引き続き検討が必要）	<ul style="list-style-type: none"> <li>中間検査を全建築物に義務付ける等工事監理、中間検査・完了検査を徹底すべき</li> <li>既存不適格建築物の増改築等に係る構造規定の緩和措置対象を拡大すべき</li> <li>大臣認定手続きに関し制度改善等により迅速化を図るべき</li> <li>建築設備設計に関し資格制度を見直すべき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築基準法の技術基準を見直すべき</li> <li>建築士事務所に関する仕組みを見直すべき</li> </ul>	